

(2) 必要書類

ア 行為前届出に必要な書類

◆ **建築物** 正本・副本2部提出してください。適合審査のうえ、副本を返却します。

書類		明示すべき事項	新築 改築	増築 移転	修繕 模様替 色彩の変更
景観計画区域内 行為(変更)届出書		(様式は水戸市公式ホームページからダウンロード)	○		○
現況写真		・行為地及び周辺状況(周囲の建物や土地の状況など)が確認できるカラー写真	○		○
図面	位置図	・行為地の位置及び周辺状況 など	○		○
	配置図	・行為地の敷地境界、敷地内における建築物の位置、道路形状 など	○		○
	平面図	・各階の利用計画及び屋上設備の設置状況 など	○		
	立面図 (彩色した4面)	・建築物の高さ ・屋根や外壁等の使用材料 ・屋根、外壁、シャッター、扉、庇等の色彩(マンセル値) ・屋上設備の設置状況 など	○		○
	外構図	・外構計画(植栽、塀・フェンス、駐車場、駐輪場、ごみ置場、屋外設備、舗装 など)	○		
	敷地・建築・ 床面積求積図	・各面積算定	○		
その他	完成予想図	・建築物の色彩や計画及び外構計画 ・周辺の街並み等の状況 など	○		○
	景観コンセプト	・周辺景観との調和や統一感 など	○		○
	屋外設備や付帯 施設のカatalog 等	・デザイン、サイズ、色彩(マンセル値) など	○		○
	屋外広告物の 計画図	・屋外広告物の位置 ・屋外広告物のデザイン、サイズ、色彩(マンセル値) など	○		○

※ 手続きを委任する場合は、委任状(委任者の押印要)を添付してください。

※ 必要に応じてその他資料を提出していただくことがあります。

※ 屋外広告物については、市屋外広告物条例に基づく許可手続きが別途必要になります。

◆ **工作物(太陽光発電施設)** 正本・副本2部提出してください。
適合審査のうえ、副本を返却します。

書 類		明 示 す べ き 事 項	新設 増築 改築 移転	修繕 模様替 色彩の変更
景観計画区域内 行為(変更)届出書		(様式は水戸市公式ホームページからダウンロード)	○	○
現況写真		・行為地及び周辺状況(周囲の建物や土地の状況など)が確認できるカラー写真	○	○
図面	位置図	・行為地の位置及び周辺状況 など	○	○
	配置図	・行為地の敷地境界、敷地内における工作物の位置、 工作物の色彩(マンセル値)、道路形状 など	○	○
	立面図	・太陽光パネル及びフェンスの形状や高さ など	○	○
その他	色彩が確認できるもの(カタログ等)	・太陽光パネル、キュービクル、パワーコンディショナー、フェンスの形状、色彩(マンセル値) など	○	○
	パネル仕様書	・パネルの仕様(低反射又は防眩処理等)	○	○
	敷地面積が確認できるもの		○	○

※ 手続きを委任する場合は、委任状(委任者の押印要)を添付してください。

※ 必要に応じてその他資料を提出していただくことがあります。

◆ **工作物(太陽光発電施設を除く)** 正本・副本2部提出してください。
適合審査のうえ、副本を返却します。

書 類		明 示 す べ き 事 項	新設 増築 改築 移転	修繕 模様替 色彩の変更
景観計画区域内 行為(変更)届出書		(様式は水戸市公式ホームページからダウンロード)	○	○
現況写真		・行為地及び周辺状況(周囲の建物や土地の状況など)が確認できるカラー写真	○	○
図面	位置図	・行為地の位置及び周辺状況 など	○	○
	配置図	・行為地の敷地境界、敷地内における工作物の位置、 工作物の色彩(マンセル値)、道路形状 など	○	○
	平面図・立面図・ 詳細図	・工作物の形状、高さ、使用材料、色彩(マンセル値) など	○	○
その他	色彩が確認できるもの(カタログ等)	・工作物の形状、サイズ、色彩(マンセル値) など	○	○
	敷地面積が確認できるもの	※届出対象の要件が敷地面積の場合は、添付してください。	○	○

※ 手続きを委任する場合は、委任状(委任者の押印要)を添付してください。

※ 必要に応じてその他資料を提出していただくことがあります。

イ 行為完了後届出に必要な書類

書 類	明 示 す べ き 事 項
景観計画区域内 行為完了届出書	(様式は水戸市公式ホームページからダウンロード)
完成写真	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の外観及び外構の状況がわかるカラー写真 ・完了届出書に記載する工事完了日以降に撮影したもの
立面図・完成予想図	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域内行為(変更)届出書に添付したもの(カラー) ※図面どおりに施工されていることを確認のうえ、提出してください。

※手続きを委任する場合は、委任状(委任者の押印要)を添付してください。(行為前の届出書に添付した委任状から内容の変更がない場合は、添付不要です。)

※必要に応じてその他資料を提出していただくことがあります。

Q & A

Q 水戸市内で建築計画があります。届出対象ですか？

A 水戸市全域が届出対象区域です。

景観重点地区の内外で、届出対象の種類・規模が異なりますので、まずは景観重点地区かどうかを確認してください。

計画地が景観重点地区に該当しない場合

Q 太陽光発電施設を計画しています。工作物にあたりますが、対象となる敷地面積は筆全体でとりますか？事業面積(フェンス内面積)ですか？

A 敷地面積は、太陽光発電施設として利用する土地の範囲を対象とします。

太陽光発電施設として一体的に利用する土地が一筆で構成されている場合は、その筆全体の面積を敷地面積として取り扱います。また、複数の筆を一つの施設として利用する場合は、その全ての筆の面積を合計し、1,000㎡を超える場合は届出が必要です。

Q 建築面積1,000㎡を超える店舗の建築計画があります。届出対象ですか？

A 届出対象です。手続きの流れや景観形成基準を確認してください。

Q 敷地内に棟を分けて建てる計画です。一棟ごとの建築面積はそれぞれ1,000㎡以下ですが、合計すると1,000㎡を超えます。届出対象ですか？

A 届出対象ではありません。一棟ごとの建物の面積で判断します。

Q 建物の屋上に、高さ4.9mのアンテナを設置します。建物とアンテナの高さを合計すると、高さ15mを超えますが届出対象ですか？

A 届出対象ではありません。

建物に設置するときは、建物とアンテナの高さの合計が15mを超える場合であっても、アンテナの高さが5mを超えない場合には、届出は不要です。